平成２５年度版　個人市民税・県民税

■ 課税の特例（分離課税）

次のものについては、給与所得や事業所得などと分離して税額の算定が行われます。

○退職所得

退職所得に対する市民税・県民税は、所得税と同様に退職金の支払いを受ける時に、次の式により算定されて市民税と県民税の所得割額が差し引かれます。

（退職金等の金額－退職所得控除額）×1／2×一般税率（６％）＝市民税
（退職金等の金額－退職所得控除額）×1／2×一般税率（４％）＝県民税

※勤続年数が５年以内の法人役員等については、この２分の１を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

◆退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額の算定	
20 年以下のとき	40 万円×勤続年数 ※80 万円に満たない場合は 80 万円	障害者になったことに直接起因して退職した場合、左記で計算した額に100 万円を加算します。
20 年を超えるとき	800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）	

（注）勤続年数に 1 年未満の端数を生じた場合は、その端数部分を 1 年として切り上げます。

○土地・建物などの譲渡

土地・建物等の資産を譲渡した場合、次の式により税額を算定しますが、その資産を譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年以下の資産の譲渡をした場合を短期譲渡所得と、また所有期間が 5 年を超える資産の場合を長期譲渡所得といい、算定の方法が異なります。

課税(短期又は長期)譲渡所得金額×税率＝（短期又は長期）譲渡所得の税額
（注）課税(短期又は長期)譲渡所得は、(収入金額－必要経費－特別控除)の式で算定します。
（注）必要経費は資産の取得費や譲渡費用などをいいます。

◆ 短期譲渡所得（分離課税）に係る税額の算定

(1) (2)以外の税額の算定は、次の式で計算した金額となります。
課税短期譲渡所得金額×税率（市民税：5.4%、県民税：3.6%）

(2) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る税額の算定は、次の式で計算した金額となります。
課税短期譲渡所得金額×税率（市民税：3.0%、県民税：2.0%）

(3) (1)と(2)の両方がある場合は、それぞれに(1)と(2)に区分して計算されます。

平成２５年度版　個人市民税・県民税

◆ 長期譲渡所得（分離課税）に係る税額の算定

算定の方法は次の式により算定します。

（収入金額－必要経費－(1)の特別控除額）により課税長期譲渡所得金額を算定し、(2)のとおり算定します。

(1)　特別控除額

長期譲渡所得に係る特別控除額は、その譲渡の理由により下表のとおり異なります。

譲　渡　の　理　由	特別控除額
収用等による資産の譲渡	5,000 万円
自分が住んでいる家屋(土地・家屋）など居住用財産の譲渡	3,000 万円
国や地方公共団体、住宅・都市基盤整備公団等の土地区画整理事業等のための譲渡	2,000 万円
特定住宅地造成事業等(地方公共団体等が行う宅地造成事業など）のための譲渡	1,500 万円
農地保有の合理化等のための農地等の譲渡	800 万円

(2)　長期譲渡所得に係る税額の計算

（ア）一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×税率（市民税：3.0%、県民税：2.0%）

（イ）優良住宅地等の長期譲渡所得

● 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の部分

課税長期譲渡所得金額×税率（市民税：2.4%、県民税：1.6%）

● 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える部分

課税長期譲渡所得金額×税率（市民税：3.0%、県民税：2.0%）

※優良住宅地等の譲渡とは、法律に基づき宅地を造成するもので、その造成のための譲渡である旨の証明がなされた譲渡をいいます。

（ウ）所有期間が 10 年を超える居住用財産の長期譲渡所得

● 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の部分

課税長期譲渡所得金額×税率（市民税：2.4%、県民税：1.6%）

● 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える部分

課税長期譲渡所得金額×税率（市民税：3.0%、県民税：2.0%）

平成２５年度版　個人市民税・県民税

○株式等の譲渡

株式等の譲渡所得に対する税額は、上場株式等（上場株式,店頭登録株式など）とその他の株式等により算定の方法が異なります。

道府県民税株式等譲渡所得割として 3%の税率で源泉徴収（特別徴収）をされているものについては、申告をする必要がないことになっていますが、譲渡損失の繰越控除の適用（損失となった年の翌年以後 3 年間）を受けることもできます。ただし、繰越控除を受けようとする場合には損失の申告をしておく必要があります。

(1) 上場株式等に係る所得割額の算定

譲渡益（株式等の収入金額－取得費や譲渡費用等）×税率（市民税：1.8%、県民税 1.2%）

(2) その他の株式等に係る所得割額の算定

譲渡益（株式等の収入金額－取得費や譲渡費用等）×税率（市民税：3.0%、県民税 2.0%）

○上場株式等の配当

平成 21 年 1 月 1 日以降に支払を受ける上場株式等の配当所得の金額の合計額について、地方税 3%（所得税 7%）の税率による申告分離課税を選択できるようになりました。

申告分離課税を選択した場合には、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算（譲渡損失の繰越控除も適用）が可能です。

なお、申告分離課税を選択した場合、配当控除は適用されません。また、扶養控除の判定等に用いられる合計所得金額には、上記の損益通算後の金額が含まれます。

上場株式等に係る配当所得等

配当所得金額×税率（市民税：1.8%、県民税 1.2%）